

## 新型コロナウイルス感染症に伴う 国保における傷病手当金の支給について

1010133

国保の被保険者が新型コロナウイルスに感染した場合、または発熱などの症状で感染が疑われた場合、その療養のため勤務することができなかった期間について、一定の要件を満たした場合、傷病手当金を支給します。

**対象** 次の全てに該当する人

- ・国保に加入している被用者（給与の支払いを受けている人）
- ・新型コロナウイルスに感染した、または発熱などの症状で感染が疑われ、療養のため勤務することができなくなった期間が3日を超える人
- ・勤務することができなかった期間に給与の支払いを受けられなかった人、または減額され支払われた人

**支給対象となる日数** 勤務することができなくなった日から起算して3日を経過した日から勤務

することができない期間のうち、就労を予定していた日数

**支給額** 直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で割った金額の3分の2に、支給対象となる日数を乗じた額

※給与の全部、または一部を受け取ることができる場合は、支給額の減額や支給できない場合があります

**適用期間** 令和2年1月1日から規則で定めるまでの間で、療養のため勤務することができない期間（入院が継続する場合は最長1年6カ月まで）

**申請方法** 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、申請は原則郵送とさせていただきます  
※申請を希望される人は、事前に国保年金課国保係までお問い合わせください

**問合せ** 国保年金課国保係 ☎内線 3 1 3 1

## 国保加入者と後期高齢者医療保険加入者の皆さんへ

1002450

### 限度額適用認定証をご利用ください

高額な医療費がかかると見込まれる人は、事前に限度額適用認定証の申請をしましょう。

なお、70歳以上の国保加入者と後期高齢者医療保険加入者で「現役並み所得Ⅲ」と「一般」の所得区分に該当する人は、国民健康保険証と高齢受給者証、または後期高齢者医療被保険者証を提示するだけで限度額までの支払いとなりますので、限度額適用認定証の申請は必要ありません。

※国保税に未納がある世帯の加入者には、原則交付できません

**申請窓口** 国保年金課、白沢・利根支所生活係

#### 申請に必要なもの

▽該当する人の保険証

▽印鑑

▽マイナンバーが確認できるもの

▽本人確認のための証明書（運転免許証など）

**認定証の更新** 現在交付中の限度額適用認定証の有効期限は7月31日（金）です。国保加入者で認定証を継続利用する人は、申請が必要となります。必要なものを持参し、申請窓口にお越しください

**問合せ** 国保年金課 ☎内線 3 1 3 3・3 1 3 5、白沢支所生活係 ☎内線 7 8 4 8、利根支所生活係 ☎内線 7 9 4 0

#### ●70歳未満の国保加入者の自己負担限度額

所得区分 ※1	1カ月の自己負担限度額	食事療養費 (1食当たり)
ア	252,600円+ (医療費- 842,000円) ×1% 【140,100円※2】	460円
イ	167,400円+ (医療費- 558,000円) ×1% 【93,000円※2】	
ウ	80,100円+ (医療費- 267,000円) ×1% 【44,400円※2】	
エ	57,600円 【44,400円※2】	210円※3
オ	35,400円 【24,600円※2】	

#### ●70歳から74歳までの国保加入者と後期高齢者医療保険加入者の自己負担限度額

所得区分 ※1	1カ月の自己負担限度額		食事療養費 (1食当たり)
	外来	外来+入院	
現役並み所得者Ⅲ	252,600円+ (医療費- 842,000円) ×1% 【140,100円※2】	460円	460円
現役並み所得者Ⅱ	167,400円+ (医療費- 558,000円) ×1% 【93,000円※2】		
現役並み所得者Ⅰ	80,100円+ (医療費- 267,000円) ×1% 【44,400円※2】		
一般	18,000円 (年間限度額144,000円)	57,600円 【44,400円※2】	210円※3
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	100円

※1 所得区分は世帯によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください

※2 過去12カ月に4回以上の高額療養費の支給がある場合の限度額

※3 過去12カ月に入院日数が90日を超える人は、別途申請することで160円に減額されます

#### ●国保税の納期

期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
納期	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
通知書	7月発送（年9回：7月から来年3月まで毎月納付）								

#### ●税率(所得割額、均等割額、平等割額の合計が世帯の年税額)

区分	令和2年度の税率		
	医療分	後期支援分	介護分
所得割額	世帯内の加入者の所得に応じて計算		
均等割額	世帯内の加入者の人数に応じて計算		
平等割額	加入者がいる世帯に一律で計算		
課税限度額	国保税額が課税限度額を超えた場合		
	63万円	19万円	17万円

※介護分については、40歳から60歳まで(介護保険第2号被保険者)の人が納めます

①普通徴収(納付書または口座振替)  
普通徴収の世帯で、口座振替手続きを済ませている場合は、納期限の日に口座から引き落としをします。口座振替手続きをしていない場合は、7月の通知に1期から9期までの納付書を同封します。※納付は口座振替が便利です。市内に本支店のある金融機関で手続きしてください

医療費の増加は国保税の税額に大きな影響を与えます。特定健康診査や人間ドックは、皆さんの健康増進だけでなく、医療費増加の抑制にもつながりますので、積極的な受診をお願いします。また、ジェネリック医薬品(後発医薬品)を使用すると、皆さんの窓口支払いを含めた医療費負担を軽減できます。

#### 医療費を大切に

納期限を過ぎると督促状が發送され、それでも納めないでいると通常の保険証よりも有効期間が短い保険証が交付されます。さらに滞納が続いた場合には、保険証の代わりに「資格証明書」が交付されます。資格証明書は、国保の加入者であることの証明ですが、医療機関を受診した際には、窓口で医療費をいったん10割支払わなければなりません。国保税は未納のままにせず、納付について早めにご相談ください。

#### 納めないでいると

一定の要件を満たすと年金から天引きとなります。※特別徴収は、申請により口座振替に変更できます

みんなできさえる

## 国民健康保険

問合せ 国保年金課国保係  
☎内線 3 1 3 6、白沢支所生活係 ☎内線 7 8 3 3、利根支所生活係 ☎内線 7 9 4 0

## 新型コロナウイルス感染症により減収などがあった人へ 国保税の減免について

1009991

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者（主に世帯主）の収入が減少すると見込まれるときは、申請することで国保税の減免の対象となる場合があります。

#### ●減免の対象となる世帯

▽新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病となった世帯

▽新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入など（不動産収入、事業収入、給与収入および山林収入）の減少が見込まれ、次の①から③までの全てに該当する世帯

- ①事業収入などのいずれかの減少額が前年の当該事業収入などの額の10分の3以上
- ②前年の合計所得金額が1,000万円以下
- ③減少が見込まれる事業収入などに係る所得以外

の前年の所得の合計額が400万円以下  
※詳細は「令和2年度国民健康保険税納税通知書」に案内を同封しますのでご確認ください

#### ●減免の対象となる国保税

令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限がある国保税

#### ●申請方法

新型コロナウイルス感染予防のため、郵送により申請してください。申請書は市HPからダウンロードいただくか、ご連絡いただければ郵送します。※倒産や解雇、雇い止めなど、事業主の都合で離職し、ハローワークから「雇用保険受給資格者証」が発行された人は、申告することで国保税の軽減制度が優先適用されます

**問合せ** 国保年金課国保係 ☎内線 3 1 3 6